

## 第23回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月18日(木) 午後4時00分から午後4時45分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 非農地通知の決定について
- (7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (8) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津	敏美智
主 幹	高 塩	康 幸
主 事	湯 田	美 貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第23回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

( 議長一任の声有り )

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、2番鈴木委員、12番町野委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声有り )

議 長

異議なしと認め、2番鈴木委員、12番町野委員を議事録署名委員とします。

それでは、付議事件(2) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第2班、班長14番 渡邊浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法4条1件、5条2件、非農地証明5件、非農地通知1件の計9件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願いたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員に願いたします。

13番齋藤委員

13番齋藤です。現地案内図の1ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

営農型太陽光ですが、本人が認定農業者でないため、3年に一度の更新が必要で今回申請したそうです。

現在はカボチャを作っています。申請地の太陽光は背が高いので、光が入るため耕作できるそうです。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号について質疑意見等求めます。

9番平久井委員

カボチャが作れる太陽光っていうのはどのような太陽光ですか。道の駅の近くにあるような太陽光ですか。

13番齋藤委員

道の駅の近くにある太陽光みたいに立派なものではなく、背が高くても簡易的な太陽光です。光が入るのでカボチャが作れるんです。

事務局

パイプの高さが3メートルである程度光が入ります。作物は耕作できているのですが、獣害の方がひどいそうで、報告書に添付されていた写真では見事に食べられていました。

8番佐藤委員

面積が0以下なのはどうしてですか。

事務局

橋脚の断面積×柱の本数です。

8番佐藤委員

認定農業者だと更新が必要ないのですか。

事務局

更新が必要ないのではなく期間が長いということです。確か10年でした。この方は認定農業者でないので3年スパンで更新となります。

議 長

他になれば異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第2号について質疑意見等求めます。

( 異議なしの声有り )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第3号から第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いいたします。

6番阿久津委員

6番阿久津です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りは牧草地帯です。申請地は既に分筆しております。

現況は熊笹で生い茂った状況でなんら問題無いと思います。

議長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、14番渡邊浩正委員にお願いいたします。

14番渡邊浩正委員

14番渡邊です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

地目は田となっていますが現況は畑です。一般住宅建築ということで何ら問題無いと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号から第4号について質疑意見等求めます。

( 異議なしの声有り )

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、付議事件(5) 議案第5号から第8号と第22号非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号から第8号と第22号は関連がありますので、一括して現地調査の詳細な報告を、4番君島委員にお願いいたします。

4番君島委員

4番君島です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

ここは5人共同という訳ではなく個人個人が同じ面積を持っています。

申請事由のとおり倉庫を建築し、46年くらい前から現在のような用地になっていました。

申請地を非農地と見なすことに何ら問題ないと見てきましたので、

慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第5号から第8号と第22号について、質疑意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(6) 議案第12号非農地通知の決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第12号の現地調査の詳細な報告を、6番阿久津委員にお願いいたします。

6番阿久津委員

6番阿久津です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は熊笹が現在生い茂っています。国道4号線で分断されてしまつて耕作に不便さを感じていたのだと思います。非農地判断はやむを得ないと思いますので慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第12号について、質疑意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(7) 議案第13号から第15号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第13号から第15号について、質疑・意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（７）議案第１６号 農用地利用集積計画に係る  
意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、８番佐藤  
委員の退室を求めます。

（ ８番 佐藤 委員 退室 ）

議 長 では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第１６号について、質疑・意見等を求めます。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第１６号が終了しましたので、８番 佐藤 委員の入室を求め  
ます。

議 長 続いて、付議事件（７）議案第１７号から第２０号 農用地利用集積  
計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第１７号から第２０号について、質疑・意見等を求め  
ます。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（８） 議案第２１号 農地利用配分計画(案)に係  
る意見聴取について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長 （ 議案書により事務局説明 ）

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第２１号について、質疑・意見等を求めます。

（ 異議なしの声あり ）

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。


- ・懇親会のご案内について
- ・平成31年度農業委員会年間活動予定表について

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

それでは、以上を持ちまして、第23回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 